

令和7年度第3期定期監査等結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項及び第7項の規定による監査を藤沢市監査基準に基づき執行したので、同条第9項及び第10項の規定によりその結果及び意見を次のとおり報告する。

藤沢市監査委員	中川隆
同	岸本寛之
同	石井世悟
同	友田宗也

第1 監査の概要

1 監査の実施期間

2026年（令和8年）1月9日から同年3月27日まで

2 監査の種類及び対象

(1) 地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査

子ども青少年部、議会局、選挙管理委員会事務局

(2) 同条第7項に基づく指定管理者監査

公益財団法人藤沢市みらい創造財団（藤沢市立児童館、藤沢市青少年会館、藤沢市少年の森、藤沢市地域子どもの家に係る指定管理者の業務について）

3 監査の範囲

主として、令和7年度（2025年4月1日から2025年11月末日まで）に執行した上記部局各課等が所管する財務に係る事務及び指定管理者が所管する指定管理業務に係る出納その他の事務

4 監査の着眼点

(1) 事務の執行は法令等に従い適正に行われているか。

- (2) 収入に係る事務は適正に行われているか。
- (3) 支出に係る事務は適正に行われているか。
- (4) 施設の管理は適切に行われているか。
- (5) 最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織の合理化に努めているか。

5 監査の主な実施内容

藤沢市監査基準に準拠して次により実施した。

- (1) 監査対象課等から提出された事前資料等に基づき調査事項を決定し、関係資料の試査・照合及び関係職員に対してヒアリングを行った。
- (2) 事務事業の執行状況等について監査委員によるヒアリングを行った。
- (3) 必要に応じて施設等を視察した。

なお、議会局総務課の定期監査において、地方自治法第199条の2の規定により石井世悟監査委員及び友田宗也監査委員は除斥とした。

第2 監査の結果

監査対象課等における調査事項ごとに関係書類の調査、施設等を視察した結果、おおむね適正に執行され、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織の合理化に努めていると認められたが、事務の一部に改善すべき点及び検討を要する点が見受けられた。改善すべき点については留意し、適正に事務が執行されるように努められたい。また、検討を要する点については、意見として付すので、改善に向けて検討されたい。

なお、監査の際に発見されたその程度が軽微なもので、是正が容易にできる等の事項については、所管する部局長に別途通知したのでその記述を省略した。

1 指摘事項

(1) 定期監査

ア 補助金の執行

- (ア) 補助金の額の算出にあたり、要綱で定めた方法と異なる方法で算出しているものがある。(子ども青少年部保育課)

- ・藤沢市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金

補助金の額について要綱第7条第2項で「月の途中で対象保育士が宿舎に入居し、若しくは退去した月に係る補助対象経費は、入居した日数に応じた額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。」と規定しているが、100円未満の端数の切捨てを行っていないものがある。

なお、影響額は僅少である。

イ 委託料の執行

(ア) 指定管理者における条例・規則を遵守した管理運営業務の徹底について（子ども青少年部青少年課）

- ・藤沢市青少年会館管理運営業務

公益財団法人藤沢市みらい創造財団が指定管理者として実施する藤沢市青少年会館管理運営業務において、藤沢青少年会館の施設を使用する際は、藤沢市青少年会館条例施行規則第4条第1項の規定による使用申請を行う必要があるにもかかわらず、申請書の提出がないまま施設を使用していた事例が確認された。また、施設使用料の減額を受ける際は、藤沢市青少年会館条例施行規則第6条第3項又は第7条第2項の規定による使用料の減免申請を行う必要があるにもかかわらず、申請がないまま施設使用料を免除していた事例が確認された。

指定管理者制度は、公共施設の管理運営を包括的に委任、代行させるものであることから、条例・規則を遵守した管理運営が徹底されるよう、対策を講じるべきである。

ウ 施設の管理

(ア) 貸付料の納付手続きを行っておらず、貸付料が納付されていない。

（子ども青少年部保育課）

転貸借契約において、転借人は年間貸付料を転貸人である市が発行する納入通知書により、4月1日から翌年3月末日までの分を4月末日までに納付することとなっているが、転借人に対し市が納入通知書を発行

しておらず、期日までに貸付料が納付されていなかった。

なお、指摘後、納付手続きを行い、令和8年3月中に市が発行した納入通知書により転借人が貸付料を納付したことを確認した。

(2) 指定管理者監査

ア 施設の使用に係る使用申請を行わせていないもの及び使用料の減免申請が行われていないものを免除しているものがある。(藤沢市立児童館、藤沢市青少年会館、藤沢市少年の森、藤沢市地域子どもの家に係る指定管理者の業務(公益財団法人藤沢市みらい創造財団))

藤沢青少年会館の施設を使用する場合は、使用者に藤沢市青少年会館条例施行規則第4条第1項の規定による青少年会館使用申請を行わせる必要があるが、令和7年6月及び8月の使用状況を調査した結果、青少年団体等の使用6件、公益財団法人藤沢市みらい創造財団の使用76件(児童クラブに関する使用54件、児童館又は地域子どもの家に関する使用8件、その他事業に関する使用14件)について申請を行わせていない。

また、前述の全件及び一部の青少年団体2件(令和7年6月1日及び令和7年8月8日使用分)については、藤沢市青少年会館条例施行規則第6条第3項又は第7条第2項の規定による使用料の減免申請が行われていないにもかかわらず施設使用料を免除している。

なお、減免申請が行われていなかった全件は、藤沢市青少年会館条例施行規則第6条第2項の規定による申請を行えば施設使用料は免除されるものである。

2 意見・要望

(1) 委託料の執行

ア AI技術の進展を踏まえた会議録作成方法の検討について(議会局議事課)
・会議録作成及びホームページ運用等業務

令和4年度に実施した定期監査において、AI技術を活用した会議録の作成方法の検討について意見要望を述べた。現行の速記者が議会等に出席して作成する手法と録音データから作成する手法との比較検討をはじめ、先進的な機器

導入事例の現地調査など継続した検討が行われているが、令和8年度に導入予定である字幕表示システムの効果等も踏まえ、経済性、効率性、有効性の観点から、引き続き会議録作成方法について検討されたい。

(2) 施設の管理

ア 藤沢市少年の森敷地内の土地の一部が普通財産となっていることについて (子ども青少年部青少年課)

藤沢市公有財産台帳には行政財産として少年の森(土地 51,343.74 m²、建物 510.32 m²)、普通財産として藤沢市少年の森(土地 912 m²)の記載がある。この普通財産である藤沢市少年の森の土地は、平成19年4月から、宿泊研修施設の用地として、公益財団法人藤沢市みらい創造財団に貸し付けられている。当該普通財産は、少年の森の指定管理の範囲に含まれており、敷地内に行政財産と普通財産が混在している現状である。平成18年の地方自治法改正により行政財産の貸付が認められており、管理上の観点からも行政財産への変更を検討されたい。

以 上

指摘事項 次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 法律、政令、省令、条例、規則に明確に違反していると認められるもの
- (2) 機関の意思決定が適切になされていないもの
- (3) 不適正な財務会計事務が行われているもの
- (4) 経済性、効率性、有効性並びに内部統制の観点から改善を要するもの
- (5) 前回注意事項とされたもので、是正、改善の兆候が認められないもの
- (6) 前5号に掲げるもののほか、不当又は適正を欠く事項で、指摘事項が適当であると認められるもの

意見・要望 次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 経済性、効率性、有効性並びに内部統制の観点から注意喚起又は検討をすることが必要であると認められるもの
- (2) その他、監査委員が特に要望する必要があると認められるもの